

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務

プロポーザル実施要領

令和元年5月

津 市

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務

(2) 業務の目的

平成24年度のシステム導入から6年が経過している現行の学校図書館情報システムについて、正常かつ安定した稼働及び円滑な運用が行えるように、当該システムのハードウェア及びソフトウェアの更新を行うものである。

(3) 業務内容

システムの更新を行い、正常かつ安定した稼働を確保するために以下の業務を行う。詳細については本業務に係る仕様書において定めるものとする。

ア 津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借

システム及び関連機器等の賃貸借（システム設計、ソフトウェア及びハードウェアの調達・設置、既存システムのデータ移行、導入時操作研修等を含む）

イ 津市立学校図書館情報システム保守サポート業務

システム保守業務、システム運用サポート業務

ウ 書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S Light」使用

学校図書館用書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S Light」の学校図書館情報システム上での使用

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、システムの運用開始は令和元年10月1日からとし、費用の支払は令和元年10月分から発生するものとする。

(6) 履行要件

「津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借」及び「津市立学校図書館情報システム保守サポート業務」並びに「書誌情報オンラインサービス TOOLi-S Light の使用」の調達を個別に発注する。

(7) 提案上限額

82,398千円（消費税及び地方消費税を含まない金額※）

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

上限額の業務別内訳

ア 津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借	64,368千円
イ 津市立学校図書館情報システム保守サポート業務	7,380千円
ウ 書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S Light」使用	10,650千円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案上限額には、上記(3)の業務に係る全ての経費を含むものとし、履行期間全体に係る金額とする。いずれの業務についても上記提案上限額を超えてはならない。提案上限額を超えた提案は無効とする。

データセンターについては、現行の津市立学校図書館情報システムのサーバ類を設置している市内データセンターを利用すること。

2 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者(以下「単独事業者」という。)若しくは、地元事業者(津市に本店又は支店等を有する者)と他の事業者とのコンソーシアム方式※(以下「共同の事業者」という。)であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業者であること。

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 本市の区域内に事業所を有する法人にあつては、市税に係る事業所の完納を証明する書類

カ 本市の区域内に事業所を有する個人にあつては、市税に係る完納を証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。
- ※本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととします。

3 企画提案書提出までの流れ

(1) 公告等に関する事項

公告は、令和元年5月7日（火）に行い、実施要領等関係書類について津市ホームページで公表する。

(2) 公告等に関する質問の受付

公告等に記載の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和元年5月7日（火）から5月15日（水）まで（午後3時必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（E-Mail：226-3164@city.tsu.lg.jp）

※E-Mailフリガナ：～@シーアイティーワイ.ティーエスユー.エルジー.ジェーピー

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話、口頭による質問には対応しない。

(3) 公告等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年5月22日（水）までに津市ホームページに掲載する。なお、電話、口頭での回答等、個別には対応しない。

(4) 参加表明書等の受付

応募者は、次の各号のとおり「参加表明書」（様式2）及び必要書類を担当課に提出し、参加資格審査を受けること。

ア 提出書類

・参加表明書（様式2）

共同の事業体での参加の場合、同意書（任意様式）を併せて提出すること。

・事業者概要等整理表（様式3）

参加表明書と割印にすること。

・宣誓書（様式4）

※津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない事業者については、

「2 参加資格」の(1)に記載の書類を併せて提出すること。

イ 提出期限

令和元年5月29日（水）午後5時15分まで（厳守）

ウ 提出方法

事務局に持参または郵送すること。（期限内必着）

エ 応募を辞退する場合

参加表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、令和元年6月3日（月）午後5時15分までに「参加辞退届」（様式5）を担当課まで直接持参もしくは郵送により提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた応募者は、次の各号のとおり担当課に企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

・企画提案書

提出部数 原本1部（様式6を鑑にしたもの）、写し9部 合計10部
また、「4 企画提案書作成方法」の(2)において指示する書類を添付書類として併せて提出すること。

なお、同提案書のデータ（PDF形式）も提出すること。

・機能実現証明書

提出部数 1部

「4 企画提案書作成方法」の(3)のとおり記載したものを提出すること。
なお、併せてデータでの提出も行うこと。

・見積書

提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）

提案書記載の見積内容で作成したもの。（内訳が記載されていること）

なお、「見積シート」（様式7）を別紙として添付すること。

・共同の事業体（コンソーシアム方式）概要書（様式8）

提出部数 代表者印押印のもの1部

共同の事業体の役割体制や業務処理体制図について記載すること。

イ 提出期限

令和元年6月3日（月）午後5時15分まで

ウ 提出方法

事務局に持参または郵送すること。（期限内必着）

4 企画提案書等作成方法

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務企画提案書（以下「提案書」という。）は、以下のことを踏まえて作成すること。

(1) 提案書の概要

ア 名称

「津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務企画提案書」とすること。

イ 提案書の様式等

サイズ等：A4版横書き

ページ数：35ページ以内（表紙、目次、合紙は含まない）

印刷の面：両面

提出部数：10部（原本1部、写し9部）

(2) 提案内容の記載方法

以下の項目に従って作成すること。

1. 本事業の運営方針・実施体制等
※コンソーシアムの運営方針、業務遂行体制、保有資格等について提案すること。(単独事業体の場合は、単独事業体としての運営方針、体制等を記載すること。)
1. 1. コンソーシアムの運営方針、体制、地場企業活用の考え方等
1. 2. 業務遂行体制
1. 3. 保有資格
2. システムソフトウェアの機能等
※今回更新するシステムパッケージソフトウェアに関して、システム概要・特徴や各種機能内容について操作性、ユーザーインターフェースの観点も考慮して提案すること。
2. 1. パッケージの概要・特徴
2. 2. カウンター業務機能(貸出・返却、資料検索、予約機能等)
2. 3. 管理系業務機能(利用者管理、書誌・蔵書管理、蔵書点検等)
2. 4. 児童・生徒用機能
2. 5. その他機能(統計・帳票、オフライン機能、相互貸借機能等)
3. システム性能・各種対策
※システム機器性能、障害対策、セキュリティ対策を、信頼性、可用性、保守性、保全性(完全性)、安全性(機密性)等の観点からその内容について記載・提案すること。 <u>なお、想定するシステム機器・構成内容のわかる機器明細を別途添付すること。(様式自由)</u>
3. 1. 機器性能、障害対策等
3. 2. セキュリティ対策
4. システム更新・導入に係る手法、スケジュール
※新システムの確実な稼働・運用のため、既存データの移行方法や導入時の研修体制、システム更新・導入におけるスケジュールの考え方・進め方について提案すること。
4. 1. 既存データの移行
4. 2. 導入時研修(操作説明会)
4. 3. 作業スケジュール
5. 保守及び運用サポート
※システム運用における保守業務(障害対応)、運用サポート業務に係る実施体制やサービス内容等について提案すること。
5. 1. 保守業務
5. 2. 運用サポート業務
6. 次期システム更新時の対応
※将来、他社のシステムに更改することになった場合のデータ移行に関わり、既存システム事業者としてのデータ抽出等の対応について、汎用性やコストの観点から提案すること。 <u>なお、データ抽出経費の参考見積を別途添付すること。(様式自由)</u>
データ抽出条件は以下のとおりとし、同仕様書別紙「対象データ数参考資料」の諸条件の5年後予測数値等も考慮して算出すること。
【データ抽出条件】
・蔵書情報、利用者情報、貸出履歴のテキストデータを出力。(出力サンプルについては提供可)
・CSV形式、タブ区切り形式等の一般的なテキストファイル形式とする。
・フィールド内データに当該記号(カンマやタブ)が含まれていないこと。
・一般的なフィールド名をつけること。ファイル内のデータの順序は問わない。

7. 実績

※提案システムと同等の小中学校向け学校図書館情報システムの構築、運用実績（現在継続中の契約も含む）を記載すること。（導入及び運用期間、自治体名、構築規模、システムの機能概要等）

(3) 機能実現証明書の記載方法

「機能実現証明書」の記載方法は以下のとおり。

ア Fit&Gap 分析結果

① 「判定結果」

項目内容への対応について以下のいずれかで回答（判定）すること。

ただし、必須要件としている項目（必須要件欄が「○」の項目）については、必ず実現できることとする。

また、追加開発により実現可能な場合に要する金額については、必ず見積に含めること。ただし提案上限額の範囲で実現できない場合は×とすること。

◎：標準機能で実現

○：パラメータ設定による機能実現

△：カスタマイズ、アドオン、EUC等の追加開発による機能実現

×：対応不可

② 「判定結果の前提・内容」

判定結果の前提条件がある場合は記載すること。

イ 対応内容

カスタマイズやアドオン開発、EUC等の内容を記載すること。

ウ 追加開発

① 「種別」

「カスタマイズ」「アドオン」などの追加開発の種別を記載すること。

② 「影響度」

追加開発の規模（人月レベルの工数）を記載すること。

エ 備考

必要に応じて記載すること。

(4) その他

ア 提案書は、1者1提案とする。

イ 提案書には、会社等の名称を一切記入しないこと。また、作成した会社等が推定できるような記述やロゴ等の挿入も行わないこと。

ウ 提案書受付後の追加及び修正等は認めない。

5 提案書の審査等に関する事項

(1) 選考の方法

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者（共同の事業者の場合は代表企業）を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は、様式9「評価項目及び評価基準」の項目を対象とする評価による。企画提案者が1者のみの場合であっても、第1次審査及び第2次審査を実施する。

また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 第1次審査

提案書、機能実現証明書記載内容についての技術等評価（書面審査）及び価格評価を行う。

ア 審査方法

提案書の記載内容について、様式9「評価項目及び評価基準」の第1次審査評価項目を対象に審査を行う。

イ 第1次審査通過者の決定

委員長、副委員長及び委員による評価点数及び機能実現証明書評価点数並びに価格評価点数を合計し、その合計点数の上位3者について第1次審査通過者として決定する。

ウ 提案者への通知

第1次審査通過者の決定後、各提案者に対して、各々の第1次審査の結果について通知の発送を行う。

第2次審査の対象となる提案者に対しては、その内容も併せて通知する。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された提案者に対して、提案書等に基づいた提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答による審査を行う。提案者当たり説明20分以内、質疑応答20分程度とする。提案説明及び質疑応答に当たっては、システムデモ環境を用意して実施することも可とする。ただし、その場合も上記制限時間内で行うこと。提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

ア 開催日時

令和元年6月11日（火）午後1時30分から午後5時00分頃まで
ただし、開催日時は予定とし、状況により変更する場合がある。

イ 審査方法

プレゼンテーション・質疑応答について、様式9「評価項目及び評価基準」の第2次審査評価項目を対象に審査を行う。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、令和元年6月12日（水）以降速やかに第2次審査の対象となった各提案者に対して各々の第2次審査の結果を通知する。

エ その他

提案説明には、業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。なお、参加人数は5名までとする。提案説明時において、必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは事務局において準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が手配すること。

(4) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(5) 契約締結

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

6 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和元年5月 7日（火）から
実施要領等の配布	令和元年5月 7日（火）から 5月29日（水）午後5時15分まで
質問書の受付	令和元年5月 7日（火）から 5月15日（水）午後3時まで
質問の回答期限	令和元年5月22日（水）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和元年5月29日（水）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和元年6月 3日（月）午後5時15分まで
第1次審査（書面審査）	令和元年6月 4日（火）
第1次審査結果通知	令和元年6月 5日（水）までに通知
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和元年6月11日（火）
審査結果通知	令和元年6月12日（水）以降速やかに

7 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件			○
選定条件			○
プロポーザル方式採用理由			○
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2） 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3） 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注4） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

（留意事項）

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

8 その他

(1) 企画提案書の作成、プレゼンテーションの参加等の提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

- (2) 最適提案業者として選定された業者に対しては、見積書を徴取した後に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約の締結を行うこととする。
- (3) 本業務について、提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取扱いを行わないこととする。
- (4) 参加事業者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
- ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
- イ 本業務の契約締結日までに「2 参加資格」に規定する参加資格要件を欠く者となった場合
- (5) 社会情勢の急激な変動等はやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもおお要求水準に満たない状況が生じた場合、上記(4)に係る対応のほか、業務履行の対価の減額や指名停止（名簿登録者の場合）等のペナルティの対象とするものとする。

事務局（問合わせ先）

〒514-0035 三重県津市西丸之内37番8号

津市教育委員会事務局教育研究支援課教育研究担当（津市教育委員会庁舎3階）

電話 059-229-3288（事務担当：柳原、伊東、竹花）